

箕輪町国土強靱化地域計画

令和3年3月

箕輪町

目次

第1章 基本事項	2
1 計画策定の趣旨	2
第2章 強靱化の推進目標	3
1 目指すべき将来の地域の姿.....	3
2 地域を強靱化する上での目標.....	3
(1) 基本目標.....	3
(2) 事前に備えるべき目標.....	3
(3) 計画期間の考え方.....	3
第3章 リスクシナリオ.....	4
1 災害の想定	4
2 リスクシナリオ	4
第4章 対応方策	5
1-1 建物や施設の倒壊・火災等による死傷者の発生	5
1-2 水害・土砂災害等による死傷者の発生	6
2-1 長期にわたる孤立地域等の発生	7
2-2 消防・医療機能の麻痺	7
2-3 被災地における感染症の発生、衛生環境の悪化	8
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	9
3-2 通信インフラの被災により災害情報が必要な者に伝達できない事態.....	9
4-1 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	10
4-2 長期間にわたる上水道の供給停止及び下水道等の処理機能の停止	11
4-3 交通インフラの長期間にわたる機能停止.....	13
5-1 ため池の損壊・機能不全による死傷者の発生.....	13
5-2 貴重な文化財の喪失.....	14

資料編No.1 リスクシナリオと主な対応策一覧

資料編No.2 公共事業の主な整備箇所一覧

第1章 基本事項

1 計画策定の趣旨

国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行し、翌年6月には国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定しました。その中で、国は「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進しています。その後、平成30年12月に、基本計画の策定から約5年が経過したこと、平成28年の熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ、基本計画の見直しを行いました。

長野県においては、こうした国の方針や、過去の災害の教訓を踏まえ、災害が起こった場合でもその被害を最小限に抑え、速やかな復興を成し遂げるため、すべての県民や長野県を訪れる滞在者を含め、それぞれの立場で、今後必ず起こりうる災害をイメージし、事前の備えに取り組むことを目的として、平成28年3月に長野県強靱化計画を策定しました。また、長野県強靱化計画の策定後も、日本国内では熊本地震を始め多くの災害が発生するなか、災害対応などを通じて新しい知見や教訓が得られており、長野県においてもこれらの知見や教訓を活用していく必要があるため、平成30年3月に、「第2期長野県強靱化計画」（以下「長野県強靱化計画」という。）として改定を行いました。

長野県強靱化計画によると、長野県の強靱化は、「災害が発生しても生命を失わず、迅速に日常の生活に戻るため、最悪の事態を念頭に置き、平時からの「備え」を誰もが行うことにより、社会全体が災害に強くなること」を意味しています。

箕輪町では、これまで箕輪町地域防災計画の見直しや箕輪町業務継続計画の策定、ハザードマップの作成などを行い、災害に強いまちづくりを推進してきました。

こうした動向を踏まえ、箕輪町においても、いかなる自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、速やかな復旧・復興を可能にする「強靱な地域」をつくるため、箕輪町地域防災計画を補完する計画として、国土強靱化基本法第13条に基づき、箕輪町の強靱化に関する指針となる「箕輪町国土強靱化地域計画」を策定し、国、県、関係機関等と一体となって、総合的、計画的に強靱化を推進します。

第2章 強靱化の推進目標

1 目指すべき将来の地域の姿

本計画では、まず「目指すべき将来の地域の姿」を次のとおり設定し、これを念頭に強靱化を進めていく。

(目指すべき将来の地域の姿)
箕輪町の地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に「強さ」と「しなやかさ」を持って対処し、将来にわたって住みやすい町の維持・発展を目指す。

2 地域を強靱化する上での目標

強靱化を推進する上で最も重要な目標として、「基本目標」と「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定する。

(1) 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

1. 人命の保護を最大限に図る
2. 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持する
3. 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
4. 迅速な復旧復興を行う

(2) 事前に備えるべき目標

- ① 人命確保のための対策整備
- ② 救助・救急・避難体制の整備
- ③ 行政・情報通信機能の確保
- ④ ライフラインの確保対策
- ⑤ 二次的災害を防ぐための対策

(3) 計画期間の考え方

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。ただし、将来にわたり継続する普遍的計画であるべきという観点から、PDCAサイクルや地域の実情、災害の切迫性、他の計画等を勘案して、随時必要な見直しを行う。

第3章 リスクシナリオ

1 災害の想定

本計画では、町土の広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害全般を想定する。

2 リスクシナリオ

本計画では、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を下記に設定し、それを回避するために必要な対応方策を次章で設定する。

基本目標	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ 起きてはならない最悪の事態
いかなる災害が発生しようとも 1.人命の保護を最大限に図る 2.町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持する 3.町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する 4.迅速な復旧復興を行う	1 人命確保のための対策整備	1 建物や施設の倒壊・火災等による死傷者の発生
		2 水害・土砂災害等による死傷者の発生
	2 救助・救急・避難体制の整備	1 長期にわたる孤立地域等の発生
		2 消防・医療機能の麻痺
		3 被災地における感染症の発生、衛生環境の悪化
	3 行政・情報通信機能の確保	1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		2 通信インフラの被災により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4 ライフラインの確保対策	1 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2 長期間にわたる上水道の供給停止及び下水道等の処理機能の停止
		3 交通インフラの長期間にわたる機能停止
5 二次的災害を防ぐための対策	1 ため池の損壊・機能不全による死傷者の発生	
	2 貴重な文化財の喪失	

第4章 対応方策

本計画では、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに、次のとおり現状認識・問題点の整理(脆弱性評価)と必要な各対応策の設定を行い、強靱化の推進を図るものとする。

1-1 建物や施設の倒壊・火災等による死傷者の発生

〔現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）〕

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく倒壊等のおそれがあるため、耐震診断や耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。また、公共建築物の中には役場庁舎等、災害発生後において、復旧活動の拠点となる建築物も多く、要配慮者が利用する建築物も多いことから、特に耐震性が要求される。こうしたことから、建築物の天井、外壁タイル、窓ガラス等の落下物及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保する必要がある。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する防災意識の向上等が重要であることから、これらに留意した地域防災計画の修正及びこの計画の実施が必要である。

（主な対応策と担当課）

- ・ 耐震診断や耐震改修のための促進取組及び支援措置（建設課）
- ・ 町有施設の耐震診断及び耐震改修の実施（各課）
- ・ 一般建築物の屋根材、看板の飛散・落下防止のための指導・啓発（建設課）
- ・ 公共建築物の屋根材、看板の飛散・落下防止のための点検・改修（各課）
- ・ 道路占有物の落下、転倒防止の指導・啓発（建設課）
- ・ 消防力の強化、消防施設・設備及び人員の増強、最適化（総務課）
- ・ 消防水利の多様化及び適正化（総務課）
- ・ 消防機関及び自主防災組織等の連携強化（総務課）
- ・ 消防団の活動体制の整備（総務課）
- ・ 消防団の応援協力体制の確立（総務課）

1-2 水害・土砂災害等による死傷者の発生

〔 現状認識・問題点の整理（脆弱性評価） 〕

箕輪町の土砂災害警戒区域は、令和元年度までに 196 箇所が指定されており、そのうち 169 箇所には特別警戒区域も含まれている。一見、安定して見える地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けることが想定される。特に箕輪町周辺は、伊那谷断層帯が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、がけくずれ災害を未然に防止し、また、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として平素から危険予想箇所の把握と防止パトロールを強化する必要がある。同時に河川の浸水想定区域についても、重要水防箇所を中心に住民への周知や水防団等の警戒を継続して行う必要がある。

また、近年の水害の激甚化・頻繁化に鑑み、従来の治水対策に加え、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川の流域全体のあらゆる関係者が更に協同して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」の推進に取り組む必要がある。

（ 主な対応策と担当課 ）

- ・ 河川パトロール等の強化（建設課）
- ・ 町管理河川の整備改修等、堆積土除去を含む維持管理推進（建設課）
- ・ ハザードマップ等の整備（総務課）
- ・ 土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の住民周知と警戒避難体制の確立（総務課）
- ・ 地区防災マップの作成による住民主導型警戒避難体制の構築（総務課）
- ・ 土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の指定について国、県への働きかけ（総務課）
- ・ 河川流域における対策として、ため池等の有効利用及び公共施設等を活用した雨水貯留施設等の設置の検討（各課）
- ・ 被害対象を減少させるための水害リスクが低い区域への誘導・住まい方の工夫の推進（総務課・建設課）
- ・ 水害被害の軽減のための情報発信と避難体制の強化（総務課）

2-1 長期にわたる孤立地域等の発生

〔 現状認識・問題点の整理（脆弱性評価） 〕

道路網の災害予防対策について、元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、そのすべてについて完全な災害予防対策を講じることは不可能であるのが実態である。したがって、主要路線優先の対策推進と複線化の推進を県に対し働きかけ、町道に関しては、町の東西を結ぶ線を強固にしていく必要がある。

通信手段の確保について、箕輪町においては、移動系無線設備、同報系無線設備が整備されているが、今後、これら設備の拡充と設備更新が必要である。また、災害時の複数の通信手段・情報伝達の確保に努めるとともに、停電時の通信確保にも努める。

（ 主な対応策と担当課 ）

- ・ 町道の災害予防対策の推進(長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕等)（建設課）
- ・ 道路に面した工作物、立ち木等の災害予防対策の住民周知（建設課）
- ・ 災害時の通信設備の維持（総務課）
- ・ 防災アプリ等による情報伝達手段の整備（総務課）
- ・ 要配慮者等、優先して救護すべき住民の実態把握（福祉課）
- ・ 孤立した地域の避難所の環境整備、非常用電源整備等（総務課）
- ・ 自主防災組織の活動用資機材の整備充実（総務課）
- ・ 災害協定等を締結している事業所等との連携強化（総務課）
- ・ 住宅地、その他土地の地盤等の崩落、地滑りの点検（建設課）

2-2 消防・医療機能の麻痺

〔 現状認識・問題点の整理（脆弱性評価） 〕

救助・救急用資機材の整備について、箕輪町における救助救急車両の整備及び運行は、上伊那広域消防本部において行っており、今後とも同本部において充足していく必要がある。また、消防団及び自主防災組織を中心とする、災害発生時に緊急救出を行うための救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練が必要である。さらに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定め、協力を求めておく必要がある。

消防及び医療機関相互の連絡体制の整備について、災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておくことが必要である。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日ごろから関係機関との連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した傷病者等の広域輸送へ対応するため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

（主な対応策と担当課）

- ・ 消防における施設・装備の強化充実（総務課）
- ・ 町役場や自主防災組織の活動拠点等での救助・救急資機材の備蓄（健康推進課・総務課）
- ・ 消防団、自主防災組織を中心とする災害発生当初の救助、救急体制の整備（総務課）
- ・ 医療資機材、医薬品等の備蓄、調達計画の策定（健康推進課・総務課）
- ・ 災害時に備えた医療救護所の設置の検討（健康推進課・総務課）
- ・ 伊那中央病院を中心とした災害医療支援体制の整備（健康推進課・総務課）
- ・ 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備（健康推進課・総務課）

2-3 被災地における感染症の発生、衛生環境の悪化

〔現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）〕

大規模災害が発生し、ライフラインの途絶や医薬品等の供給が停止した場合、地域の衛生状態の悪化に伴う感染症等が発生する可能性がある。

災害発生時の対応について、避難所をはじめ、事業所や学校等における災害時の感染症等の発生を防止するため、マニュアルの作成等により体制を整備する必要がある。

また、大規模災害時は、廃棄物の放置により不衛生な状態に陥ることがあり、被災時は早期に衛生環境を回復することが必要となる。箕輪町災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物のストックヤードの確保等大規模災害への備えが必要であり、廃棄物処理が困難な場合は、広域での応援体制の確立による、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理が必要となる。

（主な対応策と担当課）

- ・ 災害時における感染予防対策マニュアルの作成（健康推進課）
- ・ 避難所等での感染症リスク拡大防止のための衛生用備蓄品の整備（健康推進課・総務課）

- ・ 平時から手洗い、うがい等の感染症予防対策の啓発の推進（健康推進課）
- ・ 感染症の発生・まん延を防ぐための、平時からの予防接種等の健康管理の促進（健康推進課）
- ・ 箕輪町災害廃棄物処理計画の策定及び災害廃棄物のストックヤードの確保（住民環境課）
- ・ 廃棄物処理が困難な場合の広域での応援体制の確立（住民環境課）

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

〔 現状認識・問題点の整理（脆弱性評価） 〕

災害発生時には、行政機関の業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるため、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが必要となる。具体的には、「町役場も被災する深刻な事態」を考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順を明確にすると共に、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保を図ることで、災害発生直後の混乱により町役場が機能不全になることを避け、早期に、より多くの業務を実施できるようにする必要がある。

（ 主な対応策と担当課 ）

箕輪町業務継続計画により次の非常時優先業務の執行体制や対応手順を明確にする。

- （1）町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制（総務課）
- （2）本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定（総務課）
- （3）電気、水、食料、非常用トイレ等の確保（総務課）
- （4）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保（総務課）
- （5）重要な行政データのバックアップ（各課）
- （6）非常時優先業務の整理（各課）

3-2 通信インフラの被災により災害情報が必要な者に伝達できない事態

〔 現状認識・問題点の整理（脆弱性評価） 〕

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又は輻輳（物事が1ヵ所により集まって混み合っていること）が発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

現在設置されている防災行政無線の通信施設については、統制局は耐震性のある建築物に設置され、予備電源の確保もされているが、子局や地域系については、設置状況、予備電源の状況等の調査を行い、不具合のある箇所については所要の対応を取る必要がある。

（主な対応策と担当課）

- ・ 防災行政無線の耐震化等（総務課）
- ・ 有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多様化（総務課）
- ・ 中枢機能の分散化・機器の二重化・移動体通信機器の整備（総務課）
- ・ 災害時優先電話、非常通信、衛星携帯電話、臨時災害放送局の機器及び運用体制の確立（総務課）
- ・ 通信機器及び予備電源の取扱いの習熟のため随時点検及び訓練等（総務課）

4-1 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

〔現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）〕

食料の備蓄については、十分とはいえないため、今後備蓄の強化を図るとともに、関係業者からの調達を含め、備蓄・調達体制の強化を図る必要がある。備蓄食料については、地域の特性、人口等に応じ、町の食料備蓄の供給計画により避難所等に速やかに供給する体制を整備する。

食料品等の供給については、備蓄食料や関係業者との協定による調達食料を、住民へ円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

生活必需品の備蓄・調達体制の整備については、災害時の生活必需品の確保は、住民自ら行うことが有効であり、住民の防災意識を高め、最低限の必需品は、緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努めるとともに、各機関においても必要最小限の生活必需品の備蓄を図る必要がある。また、生活必需品の調達については、流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

生活必需品の供給体制の整備については、災害発生直後、直ちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

近年の豪雨・台風、地震等を踏まえ、公共施設・避難所等では、災害時のエネルギー供給の確保が喫緊の課題となっている。自立・分散型エネルギーとして再生可

能エネルギーを最大限導入し、ライフラインがストップしても安定的な供給が図れるよう体制強化を図り、避難所等におけるエネルギーの自立化の推進を図る必要がある。

また、住民や民間事業所等に対しても災害時に備えた準備等を啓発していくことが重要である。

(主な対応策と担当課)

- ・ 非常用食料の備蓄・更新 (総務課)
- ・ 他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結 (総務課)
- ・ 住民や民間事業所等に対する災害時に備えた準備(食料備蓄)等の周知啓発 (総務課)
- ・ 物資の供給が困難な場合を想定した食料、飲料水等の調達、供給体制を整備 (総務課)
- ・ 生活必需品の備蓄・調達体制の整備 (総務課)
- ・ 災害用仮設トイレ等の備蓄 (総務課)
- ・ 輸送手段、集積場所、輸送された物品の受領、仕分け、配送等の調整 (総務課)
- ・ 公共施設(避難所含む)等へのエネルギーの安定供給を行うための再生可能エネルギー(太陽光発電)設備等の整備 (各課)
- ・ 蓄電池等の電力設備の備蓄 (総務課)

4-2 長期間にわたる上水道の供給停止及び下水道等の処理機能の停止

[現状認識・問題点の整理 (脆弱性評価)]

上水道施設は町民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠である。現在、箕輪町には10箇所の配水池のうち7箇所において、緊急遮断弁が設置されていない。今後、配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要である。また、給水車2台と給水タンク1個が整備されており、緊急時にはこれにより供給を実施するが、大規模な災害においては、不足が予想されるので、今後更に、基地タンクと移動用の給水タンク等を整備する必要がある。

また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定により他市町村へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道

施設災害相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援等を依頼することが可能である。

下水道施設も町民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時には同等の代替え機能を有する手段はないため、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠である。県内の下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の生活排水事業災害時の相互応援体制・相互応援については、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」等に基づき、応援等依頼を行う。

また、雑排水汚泥処理施設においても、災害時には同等の代替え機能を有する手段はないため、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠である。

緊急連絡体制、復旧体制の確立について、災害発生時において迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、すでに策定済みである緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等を更新する必要がある。また、復旧体制については、災害時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の市町村等との広域応援協定や民間事業者との災害時維持修繕協定を締結する必要がある。

(主な対応策と担当課)

- ・ 災害時の対応を定めた水道事業業務継続計画、下水道事業業務継続計画や各種災害対策要領等の更新 (水道課)
- ・ 水道事業業務継続計画、下水道事業業務継続計画や各種災害対策要領等に定められた対応の訓練実施 (水道課)
- ・ 県、他市町村、関係機関及び災害時応援協定締結団体等との協力体制の確認、情報交換 (水道課)
- ・ 緊急用、復旧用資材の計画的な購入、備蓄 (水道課)
- ・ 台帳のデータベース化による危機管理対応の迅速化 (水道課)
- ・ 水道事業業務継続計画に基づく、上水道機能の継続及び早期回復 (水道課)
- ・ 給水車、給水タンク、仮設水槽、ポリタンク、携帯用ポリ袋の確保 (水道課)
- ・ 水道施設、設備の整備及び耐震性、安全性の確保 (水道課)
- ・ 予備水源及び予備電源並びに飲料水以外の水の調達方法の検討 (水道課)
- ・ 下水道事業業務継続計画に基づく、下水道機能の継続及び早期回復 (水道課)
- ・ 下水道施設、設備の整備及び耐震性、安全性の確保 (水道課)
- ・ 雑排水汚泥処理施設の機能の継続及び早期回復 (住民環境課)

4-3 交通インフラの長期間にわたる機能停止

〔 現状認識・問題点の整理（脆弱性評価） 〕

箕輪町の道路は、南北に国道、県道、中央自動車道と幹線道路が多く、これらを結ぶ東西の幹線道路がある。

現道路の防災対策を促進するとともに、災害発生時は関係機関と連携して、適切な交通規制によって効率的な運用を図る必要がある。また、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等速やかに行うよう体制を整備する必要がある。

（ 主な対応策と担当課 ）

- ・ 県、伊那警察署及び交通安全協会の連携による交通確保計画の策定（総務課・建設課）
- ・ 発災時等の迂回ルート、代替・補完施設の確保等（総務課・建設課）
- ・ 「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保（総務課・建設課）
- ・ 災害が発生した場合の早急なパトロール等の実施（建設課）
- ・ 路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画の立案（建設課）
- ・ 箕輪町建設業協会との業務協定に基づく応急復旧工事（建設課）
- ・ 緊急輸送路などの補完・迂回機能が見込まれる道路の整備（建設課）
- ・ 道路舗装長寿命化計画による道路の維持管理、通学路等の交通安全対策、歩道の設置、交差点改良等の生活空間の安全確保のための道路整備（建設課）
- ・ 橋梁長寿命化修繕計画による整備（建設課）
- ・ 道路利用者への災害の状況、通行規制等の情報提供（建設課）

5-1 ため池の損壊・機能不全による死傷者の発生

〔 現状認識・問題点の整理（脆弱性評価） 〕

箕輪町においては、3か所のため池について、老朽化が進んだ場合に決壊し、下流の農地に被害を及ぼすおそれがあるため、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する必要がある。

（ 主な対応策と担当課 ）

- ・ ため池の危険箇所点検調査（みどりの戦略課）
- ・ 安全性が危惧されるため池の改修（みどりの戦略課）
- ・ 土のう等の応急資材の準備（みどりの戦略課）

5-2 貴重な文化財の喪失

〔 現状認識・問題点の整理（脆弱性評価） 〕

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

箕輪町における文化財は、構造物については、そのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、併せて見学者の生命、身体の安全にも十分注意する。

（ 主な対応策と担当課 ）

- ・ 各種文化財の防災を中心とした保護対策の推進（文化スポーツ課）
- ・ 所有者又は管理者への文化財管理保護の指導と助言（文化スポーツ課）
- ・ 防災設備の設置推進とそれに対する助成（文化スポーツ課）